

1 要旨

請負者は工事の実施にあたり、道路利用者、工事現場周辺地域の住民および工事関係者に対し、工事情報を分かりやすく周知するため、各種法令等に基づき、標示施設・看板等を掲げなければなりません。本書は標識種別における法律等根拠を整理したものであり、掲示する標識については 監督職員と協議し実施してください。

2 標識名（主なもの）

標識の名称	掲示の対象者	
	工事関係者	公衆
① 標示板		○
② 建設業許可		○
③ 労災保険関係成立票	○	
④ 施工体系図	○	○
⑤ 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識	○	
⑥ 緊急連絡表	○	
⑦ 作業主任者	○	
⑧ 有資格者一覧表	○	
⑨ 安全衛生推進者	○	
⑩ 道路（河川）占用工事許可標示		○
⑪ 建築基準法による確認済		○
⑫ 解体工事業者登録票		○
⑬ 石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体等工事（届出対象）		○
⑭ 石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体等工事（届出対象外）		○
⑮ その他	○	○

3 法令根拠および設置例

①道路工事における標示板

(1)関係条文

福井県土木工事共通仕様書 1-1-1-32 交通安全管理  
 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）および道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。（平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達を改変）

（道路工事の標示）

ア 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

- (a) 工事内容… 工事内容、目的等を標示するものとする。
- (b) 工事期間… 交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
- (c) 工事種別… 工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
- (d) 施工主体… 施工主体およびその連絡先を標示するものとする。
- (e) 施工業者… 施工業者およびその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

イ 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

（迂回路の標示）

ウ 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。

（色彩）

エ 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

（管理）

オ 道路工事現場における標示施設および防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

- (a) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字および線は黒色、地を白色とする。
- (b) 線の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。





工事に内容 記載例

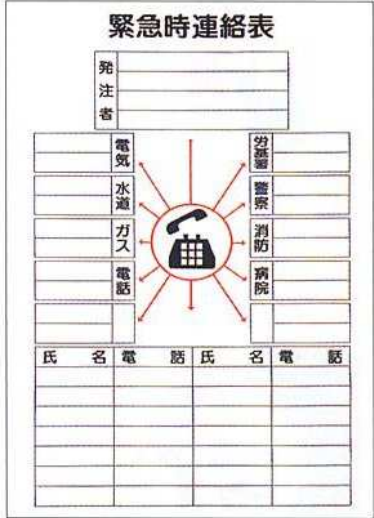
舗装工事	傷んだ舗装をなおしています 騒音を少なくする工事を行っています 舗装の（新設・打ち替え・改良）を行っています
道路工事	道路の（新設・拡幅・改良）を行っています 事故の危険性を解消するため交差点を改良しています
歩道工事	傷んだ歩道をなおしています 歩道のバリアフリー化を行っています 歩道を広げる工事を行っています
道路維持工事	傷んだガードレール（標識、排水柵等）をなおしています
橋梁補修工事	地震対策のため橋の補強を行っています
照明灯改修工事	暗くなった照明灯を新しくしています
塗装工事	傷んだ塗装を塗り替えています
〇〇工事	市道の〇〇工事を行っています
水道工事	水道管の（新設・取替・撤去・修理・移設）を行っています
河川工事	河川（水路・護岸）の（新設・拡幅・改良）を行っています 洪水氾濫を防止するために護岸を整備しています

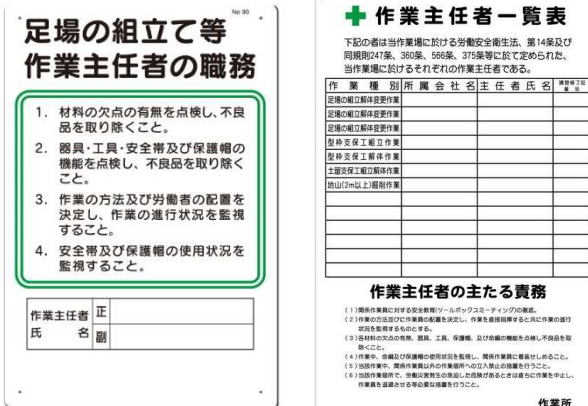
② 建設業許可																																					
標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4">建設業の許可票</th> </tr> <tr> <td>商号又は名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>監理技術者の氏名</td> <td>専任の有無</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>資格名</td> <td>資格者証交付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">一般建設業又は特定建設業の別</td> </tr> <tr> <td colspan="4">許可を受けた建設業</td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td colspan="2">許可( )第 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> </table> <p>           掲示場所：            公衆の見やすい場所            標識寸法：            (縦)25cm 以上×(横)35cm 以上            ※B 4 (257mm×364mm)            A 3 (297mm×420mm)            掲示の根拠：            建設業法 第 40 条            建設業法施行規則 第 25 条 1, 2            (別記様式第 29 号 H23. 12. 27 改正)         </p>	建設業の許可票				商号又は名称				代表者の氏名				監理技術者の氏名	専任の有無			資格名	資格者証交付番号			一般建設業又は特定建設業の別				許可を受けた建設業				許可番号	許可( )第 号			許可年月日	年 月 日		
建設業の許可票																																					
商号又は名称																																					
代表者の氏名																																					
監理技術者の氏名	専任の有無																																				
資格名	資格者証交付番号																																				
一般建設業又は特定建設業の別																																					
許可を受けた建設業																																					
許可番号	許可( )第 号																																				
許可年月日	年 月 日																																				
関係条文	<p>(標識の掲示)</p> <p>第 40 条 建設業者は、その店舗および建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業または特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>																																				
記載要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。</li> <li>「専任の有無」の欄は、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」とすること。</li> <li>「資格名」の欄は、当該主任技術者または監理技術者が建設業法第 7 条第 2 号ハまたは建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。</li> </ol>																																				
掲示の有無	現場掲示が必要																																				

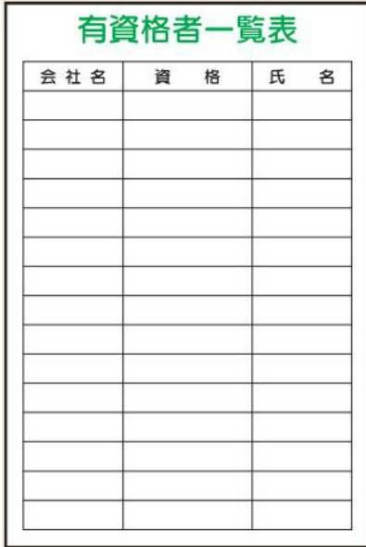
③ 労災保険関係成立票																													
標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="4">労災保険関係成立票</th> </tr> <tr> <td>保険関係成立年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>労働保険番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事業の期間</td> <td>自</td> <td>年 月 日</td> <td>至</td> </tr> <tr> <td>事業主の住所氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>注文者の氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>事業主代理人の氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>           掲示場所：            事業場の見やすい場所            標識寸法：            (縦)25cm 以上×(横)35cm 以上            地色：白 文字：黒            掲示の根拠：            労働者災害補償保険法施行規則 第 49 条            労働保険の保険料の徴収等に関する法律            施行規則 第 77 条         </p>	労災保険関係成立票				保険関係成立年月日	年 月 日			労働保険番号				事業の期間	自	年 月 日	至	事業主の住所氏名				注文者の氏名				事業主代理人の氏名			
労災保険関係成立票																													
保険関係成立年月日	年 月 日																												
労働保険番号																													
事業の期間	自	年 月 日	至																										
事業主の住所氏名																													
注文者の氏名																													
事業主代理人の氏名																													
関係条文	<p>(法令の要旨等の周知)</p> <p>第 49 条 事業主は、労働保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日および労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、または備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。</p> <p>(建設業の事業の保険関係成立の標識)</p> <p>第 77 条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第四号)を見やすい場所に掲げなければならない。</p>																												
記載要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>「保険関係成立年月日」欄は労災保険関係が成立した日を記載</li> <li>「事業主代理人の氏名」欄は、①「事業主の住所氏名」欄記載名以外の場合は、労働基準監督署に届出したその代人の名前、② ①以外の場合は空欄。</li> </ol> <p>※「事業主の住所氏名」欄は、労災保険を掛けている会社の住所、社名、社長あるいは支店長名や営業所長名を記入。</p>																												
掲示の有無	現場掲示が必要																												

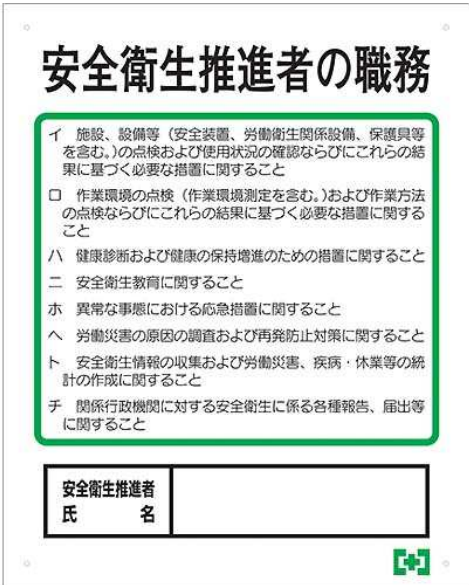
<p>標識</p>	<p>④ 施工体系図</p>	<p>掲示場所： 工事関係者が見やすい場所および公衆の見やすい場所に掲示（両方を兼ねることも可）</p> <p>標識寸法： 規定なし（読みやすい大きさにする）</p> <p>掲示の根拠： 建設業法第24条の7第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項</p>
<p>関係条文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 第24条の7第4項 第1項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。</li> <li>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (施工体制台帳の作成および提出等) 第15条 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項および第4項の規定の適用について、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請け契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」となるのは「下請契約を締結した」と、同条第4項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所および公衆が見やすい場所」とする。</li> </ul>	
<p>掲示の有無</p>	<p>現場掲示が必要</p>	

<p>標識</p>	<p>⑤ 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識</p>	<p>掲示場所： 現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所</p> <p>標識寸法： 大(A3版)・小(A4版)のシールいずれか</p> <p>掲示の根拠： 建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針</p>
<p>関係条文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建退共制度改善方策について（労働省、建設省、建退共本部）平成11年3月18日「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」ため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（以下、「現場標識」という。）を定め、掲示の普及を進めています。</li> <li>「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定） 工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。</li> </ul>	
<p>掲示の有無</p>	<p>現場掲示が必要</p>	

<p>標識</p>	<p>⑥ 緊急連絡表</p> 	<p>掲示場所： 現場事務所、詰所等の見やすい場所に掲示</p> <p>掲示内容： 関係連絡先、担当者（現場代理人）、電話番号を記入する。ただし、記入場所の指定はしない。</p> <p>標識寸法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 土木工事安全施工技術指針 第4節 工事現場管理 労働安全衛生規則 第642条の3</p>
<p>関係条文</p>	<p>・土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達・H13.3.29） 第1章 総則 第4節 工事現場管理 5. 緊急通報体制の確立</p> <p>(1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。</p> <p>(2) 通報責任者を指定しておくこと。</p> <p>(3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に掲示しておくこと。</p>	
<p>掲示の有無</p>	<p>現場掲示が必要</p>	

<p>標識</p>	<p>⑦ 作業主任者</p> 	<p>掲示場所： 作業場の見やすい場所に掲示 数が多い場合は、職務を併記した一覧表でも可</p> <p>標識寸法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 労働安全衛生法 第14条(作業主任者) 労働安全衛生規則 第18条 (作業主任者の氏名等の周知) 労働安全衛生法施行令 第6条 (作業主任者を選任すべき作業)</p>
<p>関係条文</p>	<p>・労働安全衛生規則 (作業主任者の氏名等の周知) 第18条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。</p> <p>・労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業) 第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。 以下省略</p>	
<p>掲示の有無</p>	<p>現場掲示が望ましい</p>	

⑧ 有資格者一覧表	
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 50%;"> <p>掲示場所： 作業場の見やすい場所に掲示</p> <p>内容： 就業制限業務および特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。また、当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。</p> <p>標識寸法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 労働安全衛生法 第 59 条(安全衛生教育) 労働安全衛生法 第 61 条(就業制限) 労働安全衛生法施行令 第 20 条 (就業制限に係る業務) 労働安全衛生規則 第 36 条 (特別教育を必要とする業務) 他</p> </div> </div>
関係条文	<p>(安全衛生教育) 第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。</p> <p>(就業制限) 第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者または都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他構成労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p>
掲示の有無	現場掲示が望ましい

⑨ 安全衛生推進者	
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 50%;"> <p>掲示場所： 作業場の見やすい場所に掲示</p> <p>内容： 常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに関わる業務を担当させなければならない。また、選任後は、氏名を掲示する。</p> <p>標識寸法： 規定なし</p> <p>掲示の根拠： 労働安全衛生規則 第 12 条の 4 (安全衛生推進者等の氏名の周知)</p> </div> </div>
関係条文	<p>(安全衛生推進者等の氏名の周知) 第 12 条の 4 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。 安全衛生推進者（衛生推進者）を選任している場合は掲示する（事業規模 10～50 人）</p>
掲示の有無	現場掲示が望ましい

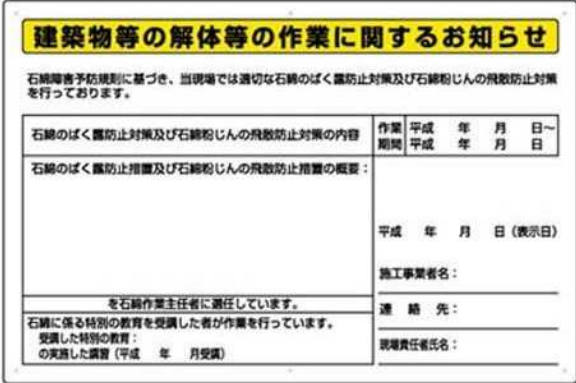
⑩ 道路（河川）占有工事許可表示																	
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>別記様式第六</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>道路使用許可申請書</b></p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名 印</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>道路使用の目的</td><td></td></tr> <tr><td>場所又は区間</td><td></td></tr> <tr><td>期 間</td><td>年 月 日 時から 年 月 日 時まで</td></tr> <tr><td>方法又は形態</td><td></td></tr> <tr><td>添 付 書 類</td><td></td></tr> <tr><td>現場住所</td><td></td></tr> <tr><td>責任者 氏名</td><td>電話</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p><b>道路使用許可証</b></p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>条 件</td><td></td></tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 印</p> </div> <p><small>備考 1. 申請者が法人であるときは、申請者の職には、その名称、または事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。 2. 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 3. 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用設備、作業等の参加人員、通行の制限又は方法等使用について必要な事項を記載すること。 4. 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法を明らかにした図面その他の必要な書類を添付した場合には、その書類を記載すること。 5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 判 4 号とする。</small></p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示</p> <p>掲示の根拠： 道路使用許可条件</p> </div> </div>	道路使用の目的		場所又は区間		期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	方法又は形態		添 付 書 類		現場住所		責任者 氏名	電話	条 件	
道路使用の目的																	
場所又は区間																	
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで																
方法又は形態																	
添 付 書 類																	
現場住所																	
責任者 氏名	電話																
条 件																	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占有許可条件</li> <li>※責任者は、工事（作業）中は必ず許可証またはその写しを現場に携帯し警察官の質問に対し掲示すること。</li> <li>※申請者または現場責任者は工事（作業）着手前に、道路使用許可条件等を工事等現場関係者全員に徹底させること。</li> </ul>																
掲示の有無	現場掲示が望ましい																


⑪ 建築基準法による確認済																	
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>建築基準法による確認済</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>確認年月日番号</td><td>年 月 日第 号</td></tr> <tr><td>確認済証交付者</td><td></td></tr> <tr><td>建築主又は建造主氏名</td><td></td></tr> <tr><td>設計者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事監理者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事施工者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>工事現場管理者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>建築確認に係る他の事項</td><td></td></tr> </table> </div> </div> <div style="width: 35%;"> <p>掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示</p> <p>標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲示の根拠： 建築基準法 第 89 条第 1 項 (工事現場における確認の表示等) 建築基準法施行規則 第 11 条 (工事現場の確認の表示の様式)</p> </div> </div>	確認年月日番号	年 月 日第 号	確認済証交付者		建築主又は建造主氏名		設計者氏名		工事監理者氏名		工事施工者氏名		工事現場管理者氏名		建築確認に係る他の事項	
確認年月日番号	年 月 日第 号																
確認済証交付者																	
建築主又は建造主氏名																	
設計者氏名																	
工事監理者氏名																	
工事施工者氏名																	
工事現場管理者氏名																	
建築確認に係る他の事項																	
関係条文	<p>(工事現場における確認の表示等)</p> <p>第 89 条 第 6 条第 1 項の建築、大規模の修繕または大規模の模様替えの工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者および工事の現場管理者の氏名または名称ならびに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。</p> <p>(工事現場の確認の表示の様式)</p> <p>第 11 条 法第 89 条第 1 項（法第 87 条の四または法第 88 条第 1 項もしくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における現場の表示の様式は、別記第 68 号様式による。</p>																
掲示の有無	現場掲示が必要																



⑫ 解体工事業登録票													
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 300px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">解体工事業者登録票</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">商号、名称又は氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人である場合の 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>技術管理者の氏名</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="width: 60%;"> <p>掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示</p> <p>標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲示の根拠： 建設業法第40条</p> </div> </div>	解体工事業者登録票		商号、名称又は氏名		法人である場合の 代表者の氏名		登録番号		登録年月日	年 月 日	技術管理者の氏名	
解体工事業者登録票													
商号、名称又は氏名													
法人である場合の 代表者の氏名													
登録番号													
登録年月日	年 月 日												
技術管理者の氏名													
関係 条文	<p>(標識の掲示)</p> <p>第40条 建設業者は、その店舗および建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業または特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>												
掲示の 有無	解体工事を行う場合は現場掲示が必要												

⑬ 石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体等工事（届出対象）															
標識	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 300px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>当現場では</small>  <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第81条第4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出  <small>また</small>  <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第85条第1項の規定による作業の届出  <small>また</small>  <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の15の規定による特定じんじん排出作業の実施の届出  <small>を行っております。</small> </td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署届出年月日 平成 年 月 日</td> <td>作業期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>都道府県・市区町村届出年月日 平成 年 月 日</td> <td>解体の種類 解体・改造・補修</td> </tr> <tr> <td>特定建築材料の種類 吹き付け石綿・石綿含有断熱材 石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材</td> <td>作業の種類 除去・削り込み・封じ込め</td> </tr> <tr> <td>届出内容 <small>（石綿のばく露防止措置及び石綿防止じん抑制防止措置の概要）</small></td> <td>届出者氏名 又は名称 住 所 代表者氏名（姓、名） 施工事業者名 現場責任者氏名 連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>を石綿作業主任者に選任しています。</small>  <small>石綿にかかる特別の教育を受講した者が作業を行っています。</small>  <small>受講した特別の教育： _____ の実施した講習 （平成 年 月受講）</small> </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 60%;"> <p>掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示</p> <p>標識寸法： (縦)25cm以上×(横)35cm以上</p> <p>掲示の根拠： 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第33条</p> </div> </div>	建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		<small>当現場では</small> <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第81条第4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出 <small>また</small> <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第85条第1項の規定による作業の届出 <small>また</small> <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の15の規定による特定じんじん排出作業の実施の届出 <small>を行っております。</small>		労働基準監督署届出年月日 平成 年 月 日	作業期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	都道府県・市区町村届出年月日 平成 年 月 日	解体の種類 解体・改造・補修	特定建築材料の種類 吹き付け石綿・石綿含有断熱材 石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材	作業の種類 除去・削り込み・封じ込め	届出内容 <small>（石綿のばく露防止措置及び石綿防止じん抑制防止措置の概要）</small>	届出者氏名 又は名称 住 所 代表者氏名（姓、名） 施工事業者名 現場責任者氏名 連絡先	<small>を石綿作業主任者に選任しています。</small> <small>石綿にかかる特別の教育を受講した者が作業を行っています。</small> <small>受講した特別の教育： _____ の実施した講習 （平成 年 月受講）</small>	
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ															
<small>当現場では</small> <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第81条第4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出 <small>また</small> <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第85条第1項の規定による作業の届出 <small>また</small> <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法第18条の15の規定による特定じんじん排出作業の実施の届出 <small>を行っております。</small>															
労働基準監督署届出年月日 平成 年 月 日	作業期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日														
都道府県・市区町村届出年月日 平成 年 月 日	解体の種類 解体・改造・補修														
特定建築材料の種類 吹き付け石綿・石綿含有断熱材 石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆材	作業の種類 除去・削り込み・封じ込め														
届出内容 <small>（石綿のばく露防止措置及び石綿防止じん抑制防止措置の概要）</small>	届出者氏名 又は名称 住 所 代表者氏名（姓、名） 施工事業者名 現場責任者氏名 連絡先														
<small>を石綿作業主任者に選任しています。</small> <small>石綿にかかる特別の教育を受講した者が作業を行っています。</small> <small>受講した特別の教育： _____ の実施した講習 （平成 年 月受講）</small>															
関係 条文	<p>(標識の掲示)</p> <p>第33条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称またはその他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>														
掲示の 有無	解体工事を行う場合は現場掲示が必要														

<p>標識</p>	<p>⑭ 石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体等工事（届出対象外）</p> 	<p>掲示場所： 工事現場の見やすい場所に掲示 標識寸法： 規定なし 掲示の根拠： 大気汚染防止法施行規則 第16条の四</p>
<p>関係条文</p>	<p>(作業基準) 第16条の四 石綿に係る法第18条の十四の作業基準は、次のとおりとする。 一 特定工事の元請け業者または自主施工者は、当該工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。 二 特定工事の元請業者または自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。</p>	
<p>掲示の有無</p>	<p>解体工事を行う場合は現場掲示が必要</p>	

<p>標識</p>	<p>⑮ その他</p> 	<p>掲示場所： 作業場の見やすい場所に掲示 標識寸法： 規定なし</p>
<p>関係条文</p>	<p>作業予定表（お知らせ） 工事箇所近隣への説明、関連業者への予定の確認 安全スローガン 安全活動を「見える化」することで、墜落・転落・転倒などの災害や、機械災害、崩壊・倒壊災害、作業に潜む危険有害性情報、安全衛生活動や安全意識向上なども「見える化」することで、危険予測や安全確認をより理解しやすくすなり、事故防止に繋げることができる。</p>	
<p>掲示の有無</p>	<p>現場掲示が望ましい</p>	

- ・ 工事関係者に対しては常時確認できる場所に掲示し、公衆に対しては実際の施工場所近くの公衆の見やすい場所に掲示することを基本とする。
- ・ 景観に配慮した標識、看板を心掛ける。破損、不鮮明なものはすみやかに交換する。